

タックスアラート DECREE NO. 132/2020/ND-CP NO. 20/2017/ND-CPから の変更点

関連者間取引実施企業に向けた
移転価格新規定の公布

2020年11月09日

概要

- ベトナム政府は2020年11月5日、関連者間取引を実施する企業に対して移転価格税制の詳細を規定したDecree No. 20/2017/ND-CP (「Decree 20」) に代わるDecree No. 132/2020/ND-CP (「Decree 132」) を公布しました。
- Decree 132 は2020年12月20日に施行、2020年度より遡及適用され、それに伴い Decree 20及び2020年6月24日に施行されたDecree No. 68/2020/ND-CP (「Decree 68」) については、Decree 132施行後失効します。
- Decree 132はDecree 20の一部の内容を継承・修正、また、Decree 68の内容を継承する形となっており、独立企業間レンジの狭小化や関連者の定義の追加がなされています。また、比較可能性の重要性に焦点を当て、外部データベースの使用を認め、CbCRの詳細、移転価格文書化免除要件について規定しており、現行の国際的な実務慣行に即したベトナム政府の対応と考えられます。
- 本タックスアラートにおいては、弊社よりDecree 132の主要な論点・変更点を要約してお届けします。

Decree 132の内容

- Decree 132は4章と23条から成り、以下の構成となっています。
 - 第1章: 総則 – 第1条～第5条
 - 第2章: 比較可能分析、比較対象企業及び移転価格算定手法の選定 – 第6条～第15条
 - 第3章: 税務上の費用の決定、申告、関連者間取引 – 第16条～第19条
 - 第4章: 施行 – 第20条～第23条

タックスアラート DECREE NO. 132/2020/ND-CP NO. 20/2017/ND-CPから の変更点

関連者間取引実施企業に向けた
移転価格新規定の公布

2020年11月09日

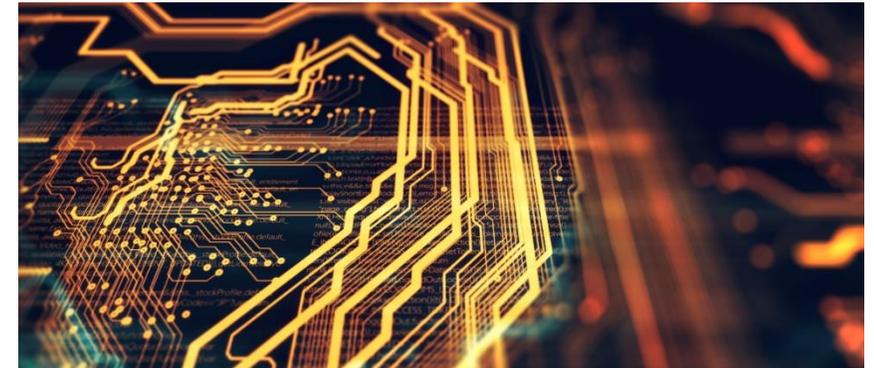


主要な変更点

1. Decree適用範囲の拡大

Decree 20 第2条において、適用対象に「製品の生産・販売、またはサービスに従事する組織(「納税者」)であって、法人所得税を申告納税方式により支払い、関連者との取引を実施する納税者」が含まれています。

Decree 132 第2条においては、申告納税方式という用語を削除し、その適用範囲を拡大しました。そのため、外国契約者等の申告納税方式により法人所得税を支払っていない納税者に対してもDecree 132が適用される可能性があることを示しています。



2. 関連者の定義に係る追加

Decree 132 第5条 第2項 における関連者の定義

Decree 132 のタイプ「I」に以下の様に規定されています

1) 課税対象期間において、オーナーの拠出資本の少なくとも25%を移転、もしくは移転を受ける企業。課税対象期間において、企業を運営または支配する個人、または本項(g)に規定されている関係タイプのいずれかに該当する個人との取引を行う際に、オーナー拠出資本の少なくとも10%を借入れるもしくは貸付ける企業

この追加によって、Decree 20の規定と比べ、関連者及び関連者間取引の範囲が広がる可能性があります。

タックスアラート DECREE NO. 132/2020/ND-CP NO. 20/2017/ND-CPから の変更点

関連者間取引実施企業に向けた
移転価格新規定の公布

2020年11月09日

主要な変更点

3. 独立企業間レンジの下限值引き上げ

Decree 132 第4条において、独立企業間レンジを35パーセンタイル～75パーセンタイルと定義しています。

そのため、下限値がDecree 20で定義された25パーセンタイルから35パーセンタイルに引き上げられ、独立企業間レンジ幅が狭くなります。

Decree 132は2020年度より適用されるため、納税者は現行の移転価格ポリシーを見直し、関連者間取引が独立企業間価格で実施されているかの確認が必要になります。特に2020年度は様々な業界においてCovid-19の影響が懸念されることから、独立企業間レンジの狭小化が2020年度のTPコンプライアンスに与える影響は大きいと考えます。

4. 過大支払利子税制における損金算入限度額の取り扱い

Decree 132 第16条 第3項及び第22条において、Decree 68(2017年～2018年への遡及適用、控除限度額を超えた支払利息は5年間を限度に繰越が可能)の規定及びガイダンスを継承しています。

そのため、Decree 68の失効においても、前述の規定はDecree 132の施行においても変更は生じません。



主要な変更点



5. 移転価格文書化免除要件の追加

移転価格文書化免除については、Decree 132 第19条 第1項において、以下の要件に該当する場合はAppendix 1 Part III、Part IV及び移転価格文書化が免除されるとされております。

- (i) 関連者間取引がベトナム国内の関連者に限定されている、かつ
- (ii) 納税者と関連者に同率の法人税率が適用されている、かつ
- (iii) 納税者及び関連者が優遇税制を適用していない

この規定により、様々な関連者情報の提出が正式に免除され、納税者の負担が軽減されることが想定されます。

6. CbCRに係る詳細ガイダンス

Decree 132 (第18条 第5項)ではCbCRについて定めています。

例)

- 究極の親会社がベトナム法人で、連結総収入が18兆VND以上の場合、納税者は事業年度末から12ヶ月以内にCbCR(Appendix IV)を作成し提出する必要があります
- 海外に究極の親会社があり、所在国にてCbCRの提出が求められている場合、ベトナム税務当局はCbCRの自動的情報交換によってCbCRを入手することから、究極の親会社所在国がベトナムとの多国間協定に署名している限り、納税者はベトナム当局にCbCRを提出する必要はありません

しかしながら、Decree 132のCbCR提出要件は比較的複雑であることから、特定事例に対する様々な分岐規定があることに留意頂く必要があります。納税者は、究極の親会社がCbCR作成・提出要件に正しく対応できるよう、自社が特定事例に該当するかの確認が推奨されます。

また、Decree 132 第20条 第1c項において、CbCRは税務リスクマネジメントや情報交換を目的に使用されるものであり、税務調整には用いられないことが明記されました。





主要な変更点

7. 移転価格文書の提出期限

Decree 132において、移転価格文書の提出期限は以下の様に規定されています。

- 税務調査: 資料提出要請を受けた日から税務調査に関する法令に準拠
- 税務調査のコンサルテーション期間: 税務当局から書面による資料提出の要請を受けた日から30営業日以内。正当な理由があり期日から15営業日以内であれば一度だけ延長が可能

税務調査に関する規制によれば、納税者は税務当局の資料提供要請から10営業日以内に資料及び情報を提出する義務があります。

したがって、税務調査における移転価格文書提出は、Decree 20の15営業日以内から短縮された形となります。

そのため、提出期限に間に合うよう、納税者は移転価格文書の適切なタイミングで作成・保管することが必要になります。

8. 比較可能性分析及び課税所所得計算において使用するデータベース



商用データベースについては定義が明確化され、Decree 132 第17条第1a項において、比較可能分析や移転価格管理及び申告のための比較対象企業の選定に用いられる、と定義されています。したがって、納税者が商用データベース使用し、またその結果が税務当局に受け入れられる可能性は、理論上大幅に改善することになります。

しかしながら、移転価格の設定及び申告が移転価格税制に準拠していない、独立企業間価格の決定に係る資料の不備や提出ができない場合においては、管理法(No. 38/2019/QH14)に規定されている税務当局のデータベースや商用データベースを用いて推定課税がなされる可能性があることについて注意が必要です。



主要な変更点

9. 比較が困難な特有もしくは独占的性質を持つ関連者間取引に対する比較可能分析の範囲拡大

Decree 132 (第9条 第2項)では、比較対象の選定が困難な特有もしくは独占的性質を持つ関連者間取引の比較可能分析においては、以下の様な分析範囲の拡大が認められております。

- 同一市場、同一国で納税者が属する業界と最も類似した業界の比較対象を選定
- 類似した産業や経済発展状況の域内諸国への拡大



Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.

Tel: +84 24 7105 0000

Fax: +84 24 6288 5678

 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

Tel: +84 28 7101 4555

Fax: +84 28 3910 0750

 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.